

中央卸売市場（南港市場）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	種 目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	電動鋸(バスターⅣ)用部 品1ほか25点 買入	19:産業用機 器	花木工業(株) 大阪支店	1,729,530	令和7年7月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G30	-
2	電動鋸(バスターⅣ)用部 品1ほか13点 買入	19:産業用機 器	花木工業(株) 大阪支店	1,729,530	令和7年9月5日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G30	-

随意契約理由書

1 案件名称

電動鋸（バスターVI）用部品 1 ほか 25 点 買入

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 随意契約理由

本件は、牛のと畜解体作業において、牛のと体を懸垂した状態で背骨を二分割する際に用いる電動鋸（バスターVI、H080）、エアバランサー（BN003）及び骨割りする際に用いるブリスケットソー（MG-1E）、並びに牛のと体を懸垂した状態で脚の切断をする際に用いる脚切器（30CL-2）を構成する純正部品を買入れるものである。

脚切器（30CL-2）、電動鋸（バスターVI）、エアバランサー（BN003）及びブリスケットソー（MG-1E）については、米国ジャービス社が開発した製品であり、同製品の純正部品である本件物品についても米国ジャービス社が製造しており、花木工業株式会社は、米国ジャービス社の関西地区唯一の代理店であり、販売においては同社のみの取扱いとなっている。

以上のことから、契約相手方を花木工業株式会社に選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

電動鋸（バスターVI）用部品 1 ほか 13 点 買入

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 随意契約理由

本件は、牛のと畜解体作業において、背骨を二分割する際に用いる電動鋸（バスターVI）並びに皮剥ぎを行うためのデハイダー（JC-ⅢA）、牛のと体を懸垂した状態で脚の切断をする際に用いる脚切器（30CL-2）を構成する純正部品を買入れるものである。

脚切器（30CL-2）、電動鋸（バスターVI）及びデハイダー（JC-ⅢA）については、米国ジャービス社が開発した製品であり、同製品の純正部品である本件物品についても米国ジャービス社が製造しており、花木工業株式会社は、米国ジャービス社の関西地区唯一の代理店であり、販売においては同社のみの取扱いとなっている。

以上のことから、契約相手方を花木工業株式会社に選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）